

ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成十四年政令第二百六十二号）</p> <p>（課税物件）</p> <p>第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするもの（別表第一に掲げる者により生産され、その者により本邦へ輸出されたもの及び別表第二に掲げる者により生産され、別表第一第一号に掲げる者により本邦へ輸出されたものを除く。）又は第三号に掲げる地域を原産地とするもののうち、第四号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関稅定率法（以下「法」という。）第八條の規定及びこの政令により、不当廉売関税を課する。</p> <p>一 法の別表第五〇三・二〇号に掲げる合成纖維の短纖維（三・八八デシテックスを超え二二・二三デシテックス未満のもので、かつ、長さが二十五ミリメートル以上八十三ミリメートル以下のものに限る。以下「ポリエステル短纖維」という。）</p> <p>二 大韓民国</p> <p>三 台湾</p> <p>四 この政令の施行の日から平成二十四年六月二十八日までの期間</p> <p>2 （省略）</p>	<p>ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成十四年政令第二百六十二号）</p> <p>（課税物件）</p> <p>第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするもの（別表第一に掲げる者により生産され、その者により本邦へ輸出されたもの及び別表第二に掲げる者により生産され、別表第一第一号に掲げる者により本邦へ輸出されたものを除く。）又は第三号に掲げる地域を原産地とするもののうち、第四号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関稅定率法（以下「法」という。）第八條の規定及びこの政令により、不当廉売関税を課する。</p> <p>一 法の別表第五〇三・二〇号に掲げる合成纖維の短纖維（三・八八デシテックスを超え二二・二三デシテックス未満のもので、かつ、長さが二十五ミリメートル以上八十三ミリメートル以下のものに限る。以下「ポリエステル短纖維」という。）</p> <p>二 大韓民国</p> <p>三 台湾</p> <p>四 この政令の施行の日から平成十九年六月三十日までの期間</p> <p>2 同上</p>